

議案第38号

鹿屋市職員の給与に関する条例及び鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

鹿屋市職員の給与に関する条例及び鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市職員の給与に関する条例及び鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(鹿屋市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年鹿屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鹿屋市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第26条第2項（同条第3項及び第2条の規定による改正後の鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手

当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 給与条例第26条第2項の適用を受ける職員 127.5分の15

(2) 給与条例第26条第3項の適用を受ける職員 72.5分の10

(3) 任期付職員条例の適用を受ける職員 167.5分の10

3 前項の規定は、鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年鹿屋市条例第49号）の規定に基づき令和3年12月に期末手当を支給された者又は同条例の規定に基づき令和4年6月に期末手当を支給される者には適用しない。

（提案理由）

令和3年8月10日に行われた人事院勧告等に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定したいので、本案を提出するものである。